

**【非課税特例のご案内】**  
**財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄をご利用されている皆さま、**  
**財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄へのご加入を検討されている皆さまへ**

平成29年度税制改正に伴い、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されました。

### ■ 非課税特例（確認申出）

以下の事由が生じたことにより、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の払出しを行う方は、事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に限り、税務署に確認申出を行い、税務署長の確認を受けることで、利子等に対して非課税で払出しができます。

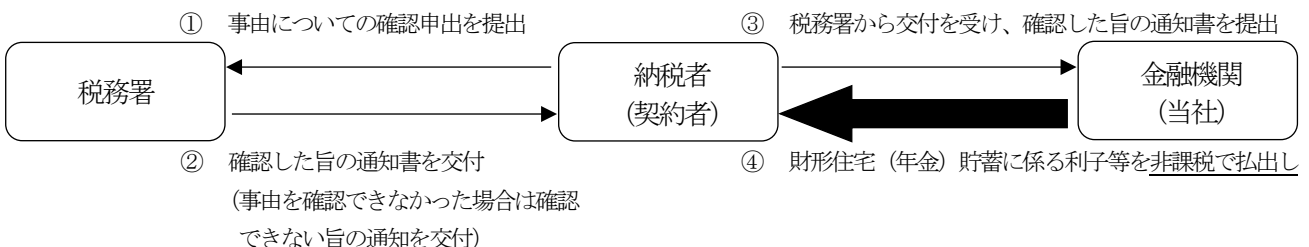
- 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- 本人が所得税法上の一定の寡婦（夫）に該当することとなった場合
- 本人が所得税法上の特別障がい者に該当することとなった場合
- 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

#### <実施時期>

- 平成29年4月1日以降の目的外での払出し

#### <非課税払出し方法>

- 住所地の所轄税務署長に確認申出をし、税務署長の確認を受けてください。  
 （上記の事由が生じた日から11カ月を経過する日までに所定の申出書の提出が必要）
- 税務署長の確認を受けた通知書と「財形支払請求書」を当社へご提出ください。  
 （上記の事由が生じた日から1年を経過する日までに払出しが必要）



※非課税確認申出をされる場合は、所轄税務署に直接お問合せください。

裏面へ続く

## ■非課税特例（還付請求）

過去、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、前記の事由が生じたことにより住宅の取得・年金の受取等以外の目的で払出しを行い、利子等につき所得税・住民税が徴収された方は、平成30年3月31日までに限り、還付請求を行うことができます。

### <所得税・住民税の還付請求方法>

- 所得税の還付については住所地の所轄税務署へ、地方税の還付については都道府県の税務担当課へ請求する必要があります。
- 還付請求にあたっては、金融機関から交付を受けた利子等の計算書等が必要になります。払出しの際に当社から送付した「お支払明細書」がない場合は、以下のお問合せ先へご連絡いただきましたら再発行いたします。

※還付請求をされる際は、所轄税務署・都道府県税務担当課へ直接お問合せください。

当案内に関するご照会または、財形保険に関するご相談等につきましては、以下のお問合せ先へご連絡ください。

## ■ご留意点

- ・各団体様を担当している当社職員は、財形商品の募集やお手続きのご案内および、お問合せについてのご回答をさせていただきますが、財形書類のお預りはできません。お手数ですが、財形書類は勤務先を経由してご提出くださいますようお願いいたします。
- ・当案内では、法令で用いられている用語についても、「障害」を「障がい」と表記しています。

## ■お問合せ先

日本生命保険相互会社 財形管理課

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

電話番号 0120-981-818（通話料無料）

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

## 非課税財形貯蓄の災害等の事由による 非課税払出特例のお知らせ

非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）を、本来の目的（住宅購入等、年金）以外で払い出す場合、本来は利子などに課税されますが、一定の要件の下、非課税で払い出すことができる特例が定められています。

（平成29年4月から、非課税特例の範囲が拡充されております。）

### 1. 非課税払出特例の対象となる事由

- ① 本人が居住しており、本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害により被害※を受けた場合（※）全壊、流失、半壊、床上浸水、その他これらに準ずる損害。
- ② 本人が本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
- ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

### 2. 手続きについて

- ◆ 上記①～⑤の事由が生じた日から11ヶ月以内に、非課税財形貯蓄の払出しが上記①～⑤の事由が生じたことによるものであることについて、**貯蓄を行っている方の住所地の税務署に確認を受けるための申出を行い**、税務署から交付を受けた確認通知書をその非課税財形貯蓄に係る金融機関の営業所等に提出し、上記①～⑤の事由が生じた日から1年以内に払出しを行うことが必要です。
- ◆ 税務署への申出の際は、所定の様式に対象となる事由の区分ごとに、上記①～⑤の事由が生じたことを証明する書類を添付する必要があります。

区分	事由を証明する添付書類の例示
①、②または③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の年間合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 一定の寡婦または寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- ◆ 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。